

普段の生活の中に潜む、消費者トラブルのあれこれ…。
後で後悔しないよう、しっかり学んで「消費者力」をアップしよう!!

目指せ! 消費者力アップ 消費者トラブル 回避術 六ノ巻



開運商法



「これを身につければ願い(恋愛・健康・金運など)が叶う」と魅力的な宣伝文句で雑誌やインターネットで販売される開運アイテム。そんなに高いものではないので、ついつい手を出してしまいがち。しかし、これがトラブルの始まりだ。

恋愛・健康・金運アップを謳い アイテム購入を勧める「開運商法」

すると「悪霊がついている」「祈祷が必要」などと言われ、高い場合は数百万円を払われるケースも発生している。また、訪問してきた業者が「姓名判断」をして不安を煽り、高い印鑑などを売りつけるケースもある。これらは「開運商法」と呼ばれる商法だ。

えっ!?
アタシに悪霊が?
どうしよう…!!

消費生活相談窓口へ寄せられた 「開運商法」に関する相談事例

相談者/女性

相談内容/雑誌広告を見て買った開運ブレスレットだが効果がなく、「2週間で効果がなければ連絡を」の宣伝文句の通り連絡すると、邪念を取るのに300万円振り込むように言われ、お金がないので60万円振り込んだ。すると新たなパワーストーンが届いたが、何ら効果がなく、騙されたと思った。

相談者/男性

相談内容/雑誌広告を見て、開運のパワーストーンを購入した。その後、「無料で鑑定するので写真を送るよう」と連絡があり、送った。すると、「悪い霊がついているので、もっとパワーのある石を購入するように」と言われた。とても腹立たしい。

お金を払ったり商品を買っただけで 運気が良くなることはない!

消費者トラブル回避術

人にはそれぞれ悩みがある。「神頼み」したいとは多々ある。「願いが叶う」「素敵な恋人がすぐに見つかる」「お金持ちになれる」といった広告には、つい心がかが動きがち。安価な開運アイテムの購入が、莫大な出費に繋がることもあれば、軽い気持ちで無料の占いサイトに登録すると、開運グッズの勧誘が頻繁に来るようになり、「相談・鑑定無料」といった謳い文句に鑑定をたのんだ結果、高額な祈祷を勧められたりと、悪質な手口が増えている。

トラブルにならないためには、開運アイテムを購入したり、祈祷にお金を払っただけで、運気が良くなったたり、願いが叶ったりすることはないと理解しよう。「人の弱み」に付け込んだ商法があることを知り、自ら回避することが必要だ。また、勧められてもすぐに契約せず、購入する気がなければきっぱり断ることが大切だ。不安を煽るような方法で勧誘されたり、うっかり契約してしまつて業者が解約に応じない場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しよう。



広島県の相談窓口/広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>
消費生活相談 ☎082-223-6111…商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎082-223-8811…相続・遺言、結婚・離婚、交通事故、多重債務問題など
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)9時～16時(12時～13時は休み)
消費者啓発動画配信中! <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videoaneru/>

消費者ホットライン 甲ろふ みんなを! 消費者ホットラインの概要については消費者庁のホームページをご覧ください。
☎0570-064-370 <http://www.caa.go.jp/region/pdf/120418hotline.pdf>



●最寄駅
広電・紙屋町東電停下車/バス・紙屋町バスセンター下車
/アストラムライン・県庁前駅

県、市町の
相談窓口情報は
携帯電話からも
見られます!

